

飯塚市耐震改修促進計画の概要

1. 計画策定の目的

耐震改修促進法の改正を受けて、地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、福岡県や関係団体と連携して既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として平成25年2月に「飯塚市耐震改修促進計画」を策定した。

その後の東日本大震災の発生や、平成25年11月の耐震改修促進法の改正など、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、さらに建築物の耐震化を促進するため本計画を改定する。

2. 計画の期間

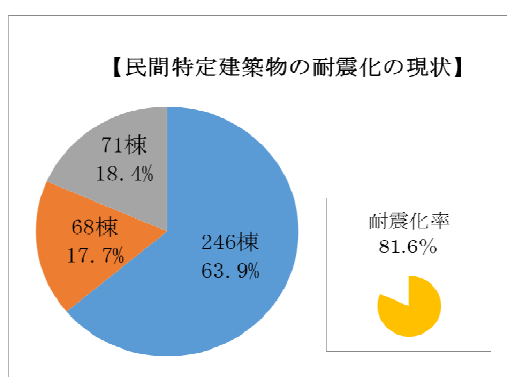
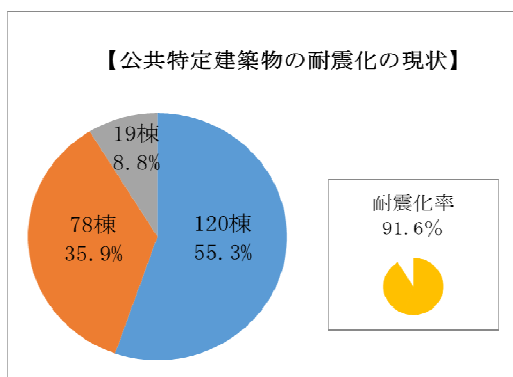
令和7年度末までとし、必要に応じて見直しを行う。

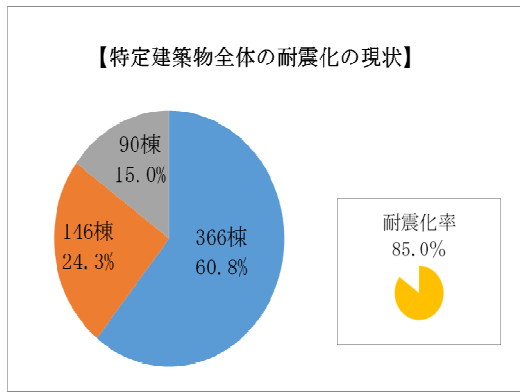
3. 飯塚市における耐震化の状況

飯塚市内で、不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状は以下のとおりである。

区分	昭和57年以降の建築物[A]	昭和56年以前の建築物[B]	建築物数 [D=A+B]	耐震性あり [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり[C]			
公共特定建築物	120	97 78	217	198	91.2%
民間特定建築物	246	139 68	385	314	81.6%
特定建築物計	366	236 146	602	512	85.0%

※飯塚市税務課固定資産税台帳データ及び財産台帳より集計（R2.1 2月現在）





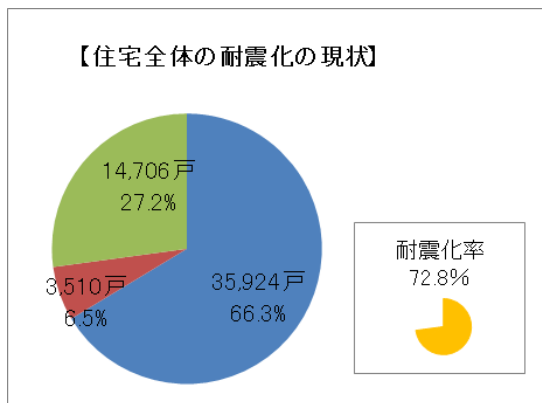
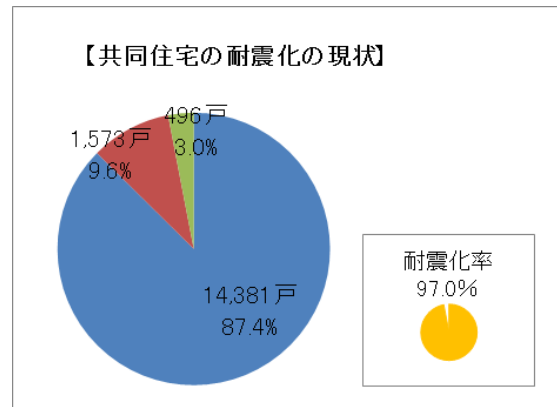
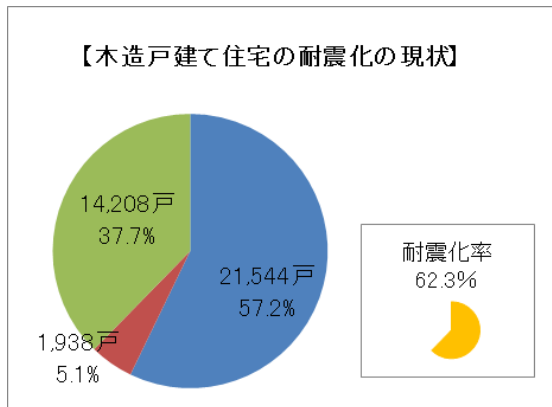
■	昭和57以降建築(耐震性あり)
■	昭和56以前建築(うち耐震性あり)
■	昭和56以前建築(うち耐震性に劣る)

飯塚市内の住宅（木造戸建て住宅及び共同住宅）に関する耐震化率は、以下の通りである。

区分	昭和57年以降の住宅[A]	昭和56年以前の住宅[B]		住宅数 [D=A+B]	耐震性あり建築物数 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり [C]				
木造戸建て住宅	21,544	16,146	1,938	37,690	23,481	62.3%
共同住宅等	14,381	2,069	1,573	16,450	15,953	97.0%
住宅計	35,925	18,216	3,510	54,140	39,434	72.8%

※平成25年住宅・土地統計調査より推計

※県住宅計画課作成資料

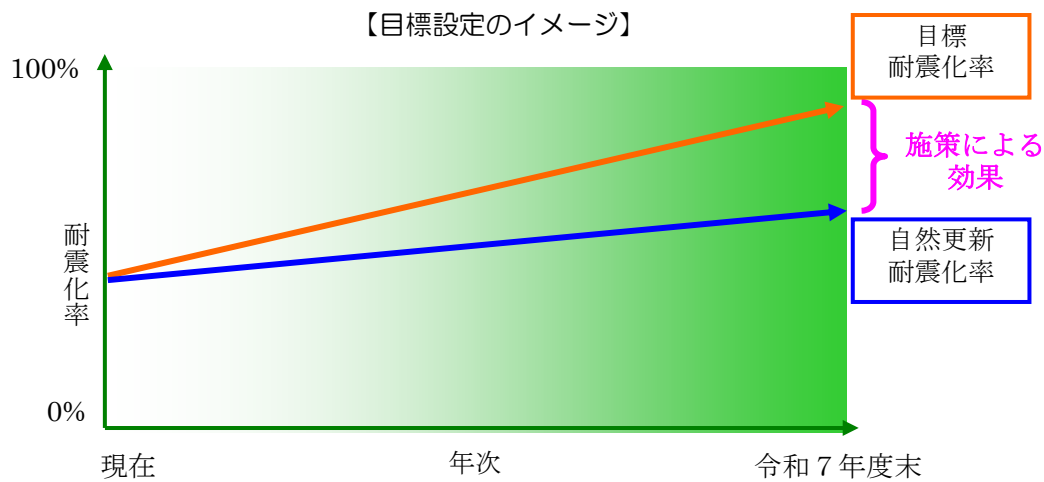


■	昭和57以降建築(耐震性あり)
■	昭和56以前建築(うち耐震性あり)
■	昭和56以前建築(うち耐震性に劣る)

※特定建築物とは？

学校、体育館、幼稚園、老人ホーム等多数の者が利用する建築物のうち一定の規模以上の建築物、一定の数量以上の危険物を貯蔵、処理する建築物及び緊急輸送道路を倒壊により閉塞する恐れのある建築物。

4. 耐震化の目標



飯塚市では、特定建築物及び住宅の耐震化の現状から、総合的な目標として令和7年度末までに以下の耐震化率とすることを目標とする。

■ 特定建築物・住宅〔共通〕目標 耐震化率=95%

	全棟数 (戸数)	S57以降建築 棟数(戸数)	S56以前建築			現状の耐震化率 (%)	耐震化率の目標 〔令和7年度末〕 (%)
			棟数(戸数)	耐震性あり 棟数(戸数)	耐震性なし 棟数(戸数)		
住宅	54,140	35,925	18,216	3,510	14,706	72.8%	95%
特定建築物	602	366	236	146	90	85.0%	95%

●目標達成のためには、特定建築物の耐震改修を59棟、住宅の耐震改修を11,999戸実施する必要がある。

5. 計画の実現に向けて

基本方針

◇住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする。

◇飯塚市は耐震化促進のため、福岡県と連携して適切な支援策を行う。

耐震化施策

1) 市有建築物の耐震化

- ・市有建築物については、災害時の防災拠点としての機能や災害弱者や不特定多数の者の利用及び老朽度等を考慮し、耐震化の優先度を分類したうえで、計画的な耐震化を行うこととする。

2) 民間特定建築物の耐震化

- ・福岡県による適切な指導等について協力し、耐震化を促進する。
- ・耐震性能の確保が資産価値の向上につながることを広く周知する。
- ・耐震化のメリットとして、税の減免制度について周知を図る。
- ・福岡県による民間特定建築物の耐震化施策として、定期報告制度の活用があげられており飯塚市では福岡県と連携して耐震化を促進する。

3) 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、福岡県と協力して所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援や環境整備を充実させ、関係する業界と連携を図ることにより、耐震化を誘導する。

- ・福岡県耐震診断アドバイザー制度の活用を促し、住宅の耐震性への理解を深める。
- ・耐震改修の誘導にあたっては、福岡県と協力して関係団体と連携しながら、安心して改修ができる情報提供を行う。
- ・建築物の所有者に耐震改修の促進を図るため、一定条件に適合した耐震改修を実施した場合に、所得税や固定資産税の減額が受けられる耐震改修促進税制等の情報を積極的に紹介し、周知に努める。
- ・リフォーム時に耐震改修を実施するこが効率的・経済的であることの周知を行い、耐震改修促進工事を促進する。
- ・福岡県及び関係機関との相談ネットワークの充実・強化
飯塚市では、耐震診断や耐震改修の相談窓口を福岡県等の協力を得て相談体制を築くものとする。

管 轄	相談窓口	連絡先
行 政	飯塚市役所都市建設部建築課	0948-22-5500
	福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課	0948-21-4945
	福岡県建築都市部建築指導課(建築指導係)	092-643-3721
その他	(一財)福岡県建築住宅センター	092-781-5169